

小規模多機能の家じゃんけんぽん国府 利用料金表 (H24年4月現在)

介護保険の給付の対象となるサービス利用料金

①通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ、月単位の包括費用の額です。

介護度	利用単位（月単位）
要支援1	4,469単位/月
要支援2	7,995単位/月
要介護1	11,430単位/月
要介護2	16,325単位/月
要介護3	23,286単位/月
要介護4	25,597単位/月
要介護5	28,120単位/月

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・ 利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・ 利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

②加算（ご本人の状況または事業所の体制等に応じて、①に加算となります）

(ア) 初期加算（登録日より30日まで）・・・30単位/日
小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

(イ) 認知症介護加算
(1) 認知症介護加算(I)・・・800単位/月
認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が加算対象となります。

(2) 認知症介護加算(Ⅱ)・・・500単位/月
認知症日常生活自立度Ⅱかつ要介護2の利用者が加算対象となります。

(ウ) 看護職員配置加算
看護師配置加算(I)・・・900単位/月
事業所が常勤かつ専従の看護師を1以上配置していることを条件に加算します。

(エ) サービス提供体制加算
サービス提供体制加算(I)・・・500単位/月
事業所が介護福祉士を40%以上配置していることを条件に加算します。

③全額を介護職員の処遇改善に充てる加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・前述の①+②の合計単位数×4.2%

④介護報酬（前述①+②+③）の金額換算・・・介護報酬自己負担分の総額です。

地域区分	自己負担額合計（円）※
6級地	①+②+③の合計単位数×10.17÷10

介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(ア) 食事代 朝食・・・300円 昼食・・・400円
夕食・・・400円 おやつ・・・100円

(イ) 宿泊 宿泊代・・・1,500円

(ウ) おむつ代

	支給（廃棄料込み）	持ち込み（産廃料）
紙おむつ・紙パンツ	190円/枚	40円/枚
尿取りパット（大）	60円/枚	30円/枚
尿取りパット（小）	30円/枚	15円/枚

但し、利用者様の持ち込み及び持ち帰り時には料金は発生しません。

(エ) その他 レクリエーション代、医療費等の立替部分 実費